

令和 7 年 2 月 4 日
地域行政部地域行政課

世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例

1 主旨

令和 7 年 1 0 月に使用料等の額を改定するとともに、規定の整備を図る必要がある
ので、令和 7 年区議会第一回定例会に世田谷区立区民会館条例等の一部を改正する条例を
提案する。

2 改正内容（別紙「新旧対照表」のとおり）

（1）施設使用料等の見直し及び玉川区民会館別館の附帯設備の整備

① 使用料等の見直し

公共施設機能の存続に要する管理運営経費の増加を背景として、施設使用料等の見
直しの考え方に基づき、料金改定を行う。

② 別表第 4 の 3（附帯設備）の改正

玉川区民会館別館で今年度より区が貸し出しを行っているドラムセット等の楽器類
について、令和 7 年 4 月以降も、指定管理者が引き続き附帯設備として利用者に貸し
出せるようにする等の規定の整備を行う。

③ その他、既定の整備

1 式を一式に統一する等の規定の整備を行う。

（2）前回条例改正と料金改定との整合

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和 5 年 1 2 月世田谷区条例第 6 8
号）における改正後の別表第 3（施設使用料）及び別表第 4 の 2（施設利用料）につい
て、改定後の料金に改正する。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年	2 月	令和 7 年区議会第一回定例会（条例改正案）
	3 月	公布同日施行（区民会館条例の一部を改正する条例と料金改 定の整合に係る改正）
	4 月 1 日	施行（施設使用料等の見直し及び別表第 4 の 3（附帯設備）に 係る改正） 玉川区民会館別館における附帯設備の適用開始
	1 0 月	改定後料金の適用開始

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号 改正 昭和59年 9 月28日条例第44号 昭和60年 6 月19日条例第16号 昭和61年 3 月29日条例第11号 昭和62年 9 月26日条例第35号 昭和63年 3 月15日条例第15号 平成元年 6 月21日条例第32号 平成 2 年10月 8 日条例第44号 平成 5 年 6 月16日条例第33号 平成 6 年 3 月14日条例第 6 号 平成 8 年10月 9 日条例第35号 平成 9 年 3 月12日条例第13号 平成10年 3 月12日条例第 2 号 平成12年 3 月13日条例第 1 号 平成13年 3 月13日条例第 1 号 平成14年 3 月13日条例第 1 号 平成17年 6 月21日条例第29号 平成17年12月 9 日条例第80号 平成19年12月11日条例第57号 平成20年 9 月30日条例第54号 平成24年12月10日条例第59号 平成28年12月 9 日条例第57号 平成29年 3 月 7 日条例第 5 号 平成30年 3 月 6 日条例第17号	○世田谷区立区民会館条例 昭和56年12月 1 日条例第48号 改正 昭和59年 9 月28日条例第44号 昭和60年 6 月19日条例第16号 昭和61年 3 月29日条例第11号 昭和62年 9 月26日条例第35号 昭和63年 3 月15日条例第15号 平成元年 6 月21日条例第32号 平成 2 年10月 8 日条例第44号 平成 5 年 6 月16日条例第33号 平成 6 年 3 月14日条例第 6 号 平成 8 年10月 9 日条例第35号 平成 9 年 3 月12日条例第13号 平成10年 3 月12日条例第 2 号 平成12年 3 月13日条例第 1 号 平成13年 3 月13日条例第 1 号 平成14年 3 月13日条例第 1 号 平成17年 6 月21日条例第29号 平成17年12月 9 日条例第80号 平成19年12月11日条例第57号 平成20年 9 月30日条例第54号 平成24年12月10日条例第59号 平成28年12月 9 日条例第57号 平成29年 3 月 7 日条例第 5 号 平成30年 3 月 6 日条例第17号

改正後	改正前
平成31年3月5日条例第5号 令和元年12月9日条例第57号 令和2年3月4日条例第7号 令和5年6月27日条例第36号 令和5年12月11日条例第68号 <u>令和7年3月 日条例第 号</u> 世田谷区立区民会館条例 東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例（昭和34年3月東京都世田谷区条例第2号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第1条 教育、文化、産業及び経済の振興を図り、区民の福祉を増進するため、世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 区民会館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （施設） 第3条 区民会館の施設は、別表第2のとおりとする。 （休館日及び開館時間） 第4条 区民会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 （事業） 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 （1） ホール、集会室、練習室及び喫茶コーナーの利用に関すること。 （2） 教育、文化等の振興を図るための事業に関すること。 （指定管理者による管理） 第6条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区民会館の管理を行わせることができる。	平成31年3月5日条例第5号 令和元年12月9日条例第57号 令和2年3月4日条例第7号 令和5年6月27日条例第36号 令和5年12月11日条例第68号 世田谷区立区民会館条例 東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例（昭和34年3月東京都世田谷区条例第2号）の全部を改正する。 （目的及び設置） 第1条 教育、文化、産業及び経済の振興を図り、区民の福祉を増進するため、世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 区民会館の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。 （施設） 第3条 区民会館の施設は、別表第2のとおりとする。 （休館日及び開館時間） 第4条 区民会館の休館日及び開館時間は、規則で定める。 （事業） 第5条 区民会館は、次の事業を行う。 （1） ホール、集会室、練習室及び喫茶コーナーの利用に関すること。 （2） 教育、文化等の振興を図るための事業に関すること。 （指定管理者による管理） 第6条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に区民会館の管理を行わせることができる。

改正後	改正前
(指定管理者の指定の手続) 第7条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)	(指定管理者の指定の手続) 第7条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。 3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を次に掲げる基準に基づき審査し、区民会館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。 (1) 区民会館に関する業務を十分に行う能力及び実績を有していること。 (2) 区民会館の効用を最大限に発揮させることができること。 (3) 区民会館の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。 4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。 5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。 (指定管理者の業務等)
第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 区民会館の施設の利用に関する業務（区民会館の施設の使用の承認等に関する業務については、区長が必要と認めた場合に限る。） (2) 教育、文化等の振興を図るための事業に関する業務 (3) 区民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務（区長が必要と認めた場合に限る。） (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務	第8条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 区民会館の施設の利用に関する業務（区民会館の施設の使用の承認等に関する業務については、区長が必要と認めた場合に限る。） (2) 教育、文化等の振興を図るための事業に関する業務 (3) 区民会館の施設及び設備の維持管理に関する業務（区長が必要と認めた場合に限る。） (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

改正後	改正前
2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民会館の適正な管理を行わなければならない。	2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、区民会館の適正な管理を行わなければならない。
3 第1項第1号の規定により指定管理者が区民会館の施設の使用の承認等に関する業務を行う場合は、次条から第11条までの規定、第14条及び第19条中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。	3 第1項第1号の規定により指定管理者が区民会館の施設の使用の承認等に関する業務を行う場合は、次条から第11条までの規定、第14条及び第19条中「区長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。
(使用)	(使用)
第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。	第9条 区民会館の施設（喫茶コーナーを除く。次条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、規則の定めるところにより、区長に申請し、その承認を受けなければならない。
2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。	2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用を承認しない。
(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。	(1) 秩序を乱すおそれがあるとき。
(2) 営利を目的とするとき（ホールを使用する場合を除く。）。	(2) 営利を目的とするとき（ホールを使用する場合を除く。）。
(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。	(3) 施設の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。
(4) 管理上支障があるとき。	(4) 管理上支障があるとき。
(使用条件)	(使用条件)
第10条 区長は、施設の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。	第10条 区長は、施設の使用承認に際して、管理上必要な条件を付けることができる。
(使用期間)	(使用期間)
第11条 区民会館の施設は、同一人が引続き3日を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。	第11条 区民会館の施設は、同一人が引続き3日を超えて使用することができない。ただし、区長が必要があると認めたときは、この限りでない。
(使用料)	(使用料)

改正後	改正前
第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （1） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （2） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 （3） 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 （4） 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 （5） 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 （6） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額 （7） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額 2 区民会館の附帯設備及びその他の設備の使用については、別表第4に定める額の範囲内において、規則で定める額の使用料を徴収する。 3 前2項の使用料は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、特別の事情があると区	第12条 区民会館（世田谷区立世田谷区民会館及び世田谷区立烏山区民会館に限る。以下この条において同じ。）の施設の使用については、別表第3に定める額の使用料を徴収する。ただし、区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。 （1） 区が直接公益のために使用するとき。 全額 （2） 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。 5割に相当する額 （3） 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 5割に相当する額 （4） 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 （5） 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。 3割に相当する額 （6） 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要と認めたとき。区長が相当と認めた額 （7） 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。区長が相当と認めた額 2 区民会館の附帯設備及びその他の設備の使用については、別表第4に定める額の範囲内において、規則で定める額の使用料を徴収する。 3 前2項の使用料は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合で、特別の事情があると区

改正後	改正前
長が認めたときは、この限りでない。	長が認めたときは、この限りでない。
4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。	4 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより、第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。
(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額	(1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額
(2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額	(2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額
5 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付)	5 第1項の規定により減額した使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 (使用料の還付)
第13条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (承認の取消し等)	第13条 区長は、規則で定めるところにより、既に納付された使用料の全部又は一部を還付することができる。 (承認の取消し等)
第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 (特別の設備等の使用)	第14条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その使用の承認を取り消し、使用条件を変更し、又は使用を停止することができる。 (1) 使用目的又は使用条件に違反したとき。 (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。 (特別の設備等の使用)
第15条 第9条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、区長(指定管理者がその管理を行う区民会館にあっては、指定管理者)の承認を受けなければならない。 (使用権の譲渡等の禁止)	第15条 第9条の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して、施設に特別の設備をし、又は備付以外の器具を使用するときは、区長(指定管理者がその管理を行う区民会館にあっては、指定管理者)の承認を受けなければならない。 (使用権の譲渡等の禁止)
第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)	第16条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。 (原状回復の義務)
第17条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復	第17条 使用者は、使用が終了したときは、直ちに設備を原状に回復

改正後	改正前
しなければならない。また、第14条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 (損害の賠償)	しなければならない。また、第14条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも同様とする。 (損害の賠償)
第18条 区民会館を使用する者は、区民会館の建物、施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。	第18条 区民会館を使用する者は、区民会館の建物、施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、損害額を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると区長が認めたときは、この限りでない。
(入館の制限等)	(入館の制限等)
第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区民会館の使用を禁止することができる。	第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、区民会館の使用を禁止することができる。
(1) 他人に迷惑をかけ、又は区民会館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。	(1) 他人に迷惑をかけ、又は区民会館の施設若しくは設備を損傷するおそれがあるとき。
(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。	(2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。
2 区民会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。	2 区民会館を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。
(利用料金の納付等)	(利用料金の納付等)
第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。	第20条 世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館、世田谷区立北沢区民会館別館、世田谷区立玉川区民会館、世田谷区立玉川区民会館別館及び世田谷区立砧区民会館（以下「世田谷区立世田谷区民会館別館等」という。）の施設（世田谷区立玉川区民会館、<u>世田谷区立玉川区民会館別館</u>の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーを除く。次項及び第3項において同じ。）並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）を使用する者は、指定管理者に、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。
2 利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備	2 利用料金の額は、世田谷区立世田谷区民会館別館等の施設については別表第4の2に定める額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とし、世田谷区立世田谷区民会館別館等の附帯設備

改正後	改正前																								
及びその他の設備については別表第４の３に定める額の範囲内において規則で定める額とする。	及びその他の設備については別表第４の３に定める額の範囲内において規則で定める額とする。																								
３ 利用料金（施設等の利用に係るものに限る。）は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場で、特別の事情があると指定管理者が認めたときは、この限りでない。	３ 利用料金（施設等の利用に係るものに限る。）は、使用承認の際納付しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場で、特別の事情があると指定管理者が認めたときは、この限りでない。																								
４ 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。	４ 世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナー及び世田谷区立砧区民会館の喫茶コーナーにおいて飲食物の提供を受ける者は、指定管理者に、飲食物の料金（以下「飲食料金」という。）を納付しなければならない。																								
５ 飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。	５ 飲食料金の額は、次の表に定める額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が定める。																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースメニュー</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td>パーティーメニュー</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>料理単品メニュー</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>喫茶メニュー</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>アルコールメニュー</td><td>15,000円</td></tr> </tbody> </table>	品目	金額	コースメニュー	25,000円	パーティーメニュー	10,000円	料理単品メニュー	3,000円	喫茶メニュー	2,000円	アルコールメニュー	15,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コースメニュー</td><td>25,000円</td></tr> <tr> <td>パーティーメニュー</td><td>10,000円</td></tr> <tr> <td>料理単品メニュー</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>喫茶メニュー</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>アルコールメニュー</td><td>15,000円</td></tr> </tbody> </table>	品目	金額	コースメニュー	25,000円	パーティーメニュー	10,000円	料理単品メニュー	3,000円	喫茶メニュー	2,000円	アルコールメニュー	15,000円
品目	金額																								
コースメニュー	25,000円																								
パーティーメニュー	10,000円																								
料理単品メニュー	3,000円																								
喫茶メニュー	2,000円																								
アルコールメニュー	15,000円																								
品目	金額																								
コースメニュー	25,000円																								
パーティーメニュー	10,000円																								
料理単品メニュー	3,000円																								
喫茶メニュー	2,000円																								
アルコールメニュー	15,000円																								
６ 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。 （利用料金の減免等）	６ 利用料金及び飲食料金は、指定管理者の収入とする。 （利用料金の減免等）																								
第21条 第12条第１項ただし書、第４項及び第５項並びに第13条の規定は、利用料金の減額及び免除並びに還付について準用する。 （委任）	第21条 第12条第１項ただし書、第４項及び第５項並びに第13条の規定は、利用料金の減額及び免除並びに還付について準用する。 （委任）																								
第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付 則	第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 付 則																								
１ この条例は、昭和57年４月１日から施行する。	１ この条例は、昭和57年４月１日から施行する。																								
２ 改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和57年４月	２ 改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和57年４月																								

改正後	改正前
1 日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例の規定により区長が行っている承認その他の行為又は区長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の規定により区長が行った承認その他の行為又は区長に対して行った申請その他の行為とみなす。 付 則（昭和59年9月28日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和60年6月19日条例第16号） この条例は、昭和60年7月1日から施行する。 付 則（昭和61年3月29日条例第11号） 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（昭和62年9月26日条例第35号） 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされている東京都世田谷区立砧区民会館（以下「砧区民会館」という。）の集会室及び各披露室に対する使用申請その他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する砧区民会館のそれらに相当する室に対してなされたものとみなす。 3 この条例の施行前にこの条例の施行日以後の使用を目的として改正前の条例の規定に基づく砧区民会館の各披露室の使用料を納付した者は、その納付した額と改正後の条例別表第3に規定されたそれ	1 日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 3 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館の設置および管理に関する条例の規定により区長が行っている承認その他の行為又は区長に対して行っている申請その他の行為は、この条例の規定により区長が行った承認その他の行為又は区長に対して行った申請その他の行為とみなす。 付 則（昭和59年9月28日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（昭和60年6月19日条例第16号） この条例は、昭和60年7月1日から施行する。 付 則（昭和61年3月29日条例第11号） 1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 2 この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例の規定は、昭和61年4月1日以後に使用の申請をした者について適用し、同日前に使用の申請をした者については、なお従前の例による。 付 則（昭和62年9月26日条例第35号） 1 この条例は、昭和62年10月1日から施行する。 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）の規定によりなされている東京都世田谷区立砧区民会館（以下「砧区民会館」という。）の集会室及び各披露室に対する使用申請その他の行為は、この条例による改正後の東京都世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する砧区民会館のそれらに相当する室に対してなされたものとみなす。 3 この条例の施行前にこの条例の施行日以後の使用を目的として改正前の条例の規定に基づく砧区民会館の各披露室の使用料を納付した者は、その納付した額と改正後の条例別表第3に規定されたそれ

改正後	改正前
らに相当する室の使用料の額との差額の還付を区長に請求することができる。 付 則（昭和63年3月15日条例第15号） この条例は、昭和63年6月1日から施行する。 付 則（平成元年6月21日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成2年10月8日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成3年1月5日＝平成2年12月19日付 世田谷区告示第214号） 附 則（平成5年6月16日条例第33号） この条例は、平成5年8月1日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成5年9月21日＝平成5年9月20日付 世田谷区告示第219号） 附 則（平成6年3月14日条例第6号） この条例は、平成6年6月24日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成6年7月1日＝平成6年6月24日付 世田谷区告示第149号） 附 則（平成8年10月9日条例第35号） この条例は、平成8年11月22日から施行する。ただし、世田谷区立世田谷区民会館第2別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成8年12月3日＝平成8年11月28日付世田谷区告示第294号） 附 則（平成9年3月12日条例第13号） 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民会館の公用開始の日は、同年10月1日とする。 2 この条例による改正後の第8条、別表第3及び別表第4の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。	らに相当する室の使用料の額との差額の還付を区長に請求することができる。 付 則（昭和63年3月15日条例第15号） この条例は、昭和63年6月1日から施行する。 付 則（平成元年6月21日条例第32号） この条例は、公布の日から施行する。 付 則（平成2年10月8日条例第44号） この条例は、公布の日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成3年1月5日＝平成2年12月19日付 世田谷区告示第214号） 附 則（平成5年6月16日条例第33号） この条例は、平成5年8月1日から施行する。ただし、世田谷区立北沢区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成5年9月21日＝平成5年9月20日付 世田谷区告示第219号） 附 則（平成6年3月14日条例第6号） この条例は、平成6年6月24日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成6年7月1日＝平成6年6月24日付 世田谷区告示第149号） 附 則（平成8年10月9日条例第35号） この条例は、平成8年11月22日から施行する。ただし、世田谷区立世田谷区民会館第2別館の公用開始の日は、区長が別に定める。（平成8年12月3日＝平成8年11月28日付世田谷区告示第294号） 附 則（平成9年3月12日条例第13号） 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、世田谷区立烏山区民会館の公用開始の日は、同年10月1日とする。 2 この条例による改正後の第8条、別表第3及び別表第4の規定は、平成9年10月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

改正後	改正前
附 則（平成10年 3 月12日条例第 2 号） この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成12年 3 月13日条例第 1 号） この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成13年 3 月13日条例第 1 号） この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成14年 3 月13日条例第 1 号） この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成17年 6 月21日条例第29号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）については、平成18年 9 月 1 日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）第 7 条第 4 項の規定により、区長が当該区民会館に係る指定管理者（新条例第 6 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民会館について指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民会館の管理を受託している者から新条例第 7 条第 2 項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第 3 項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民会館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第 1 項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。	附 則（平成10年 3 月12日条例第 2 号） この条例は、平成10年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成12年 3 月13日条例第 1 号） この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成13年 3 月13日条例第 1 号） この条例は、平成13年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成14年 3 月13日条例第 1 号） この条例は、平成14年 4 月 1 日から施行する。 附 則（平成17年 6 月21日条例第29号） （施行期日） 1 この条例は、公布の日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第16条の規定により管理を委託している世田谷区立区民会館（以下「区民会館」という。）については、平成18年 9 月 1 日（同日前にこの条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）第 7 条第 4 項の規定により、区長が当該区民会館に係る指定管理者（新条例第 6 条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定をしたときは、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。 3 区長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた区民会館について指定管理者を指定しようとする場合において、当該区民会館の管理を受託している者から新条例第 7 条第 2 項の申請があったときは、同項の事業計画書その他規則で定める書類を同条第 3 項に規定する基準に基づき審査し、かつ、当該区民会館の管理に関する実績を考慮し、当該受託している者が当該区民会館の設置の目的を効果的に達成することができると認めた場合には、同条第 1 項に規定する手続によらないで、当該受託している者を指定管理者の候補者として選定することができる。

改正後	改正前
附 則（平成17年12月 9 日条例第80号） 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成18年 4 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に、平成18年 4 月 1 日以後の世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館及び世田谷区立玉川区民会館の施設並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。	附 則（平成17年12月 9 日条例第80号） 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成18年 4 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。 3 この条例の施行前に、平成18年 4 月 1 日以後の世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立北沢区民会館及び世田谷区立玉川区民会館の施設並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。
附 則（平成19年12月11日条例第57号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成20年 7 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	附 則（平成19年12月11日条例第57号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成20年 7 月 1 日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附 則（平成20年 9 月30日条例第54号） 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は公布の日から、附則第 3 項の規定は平成20年11月 1 日から施行する。 2 前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立砧区民会館のホール、集会室A、集会室B、集会室C、集会室D及び集会室E（以下「新施設」という。）並びに喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。（世田谷区立砧区民会館の集会室及び喫茶コーナーは、平成21年 5 月 7 日・ホールは、同年 6 月 1 日＝平成20年10月31日付 世田谷区告示第819号） 3 区長は、施行日前において、新施設並びにこれに係る附帯設備及びその他の設備（以下「新施設等」という。）の施行日以後の使用に	附 則（平成20年 9 月30日条例第54号） 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、別表第 4 の改正規定は公布の日から、附則第 3 項の規定は平成20年11月 1 日から施行する。 2 前項本文の規定にかかわらず、世田谷区立砧区民会館のホール、集会室A、集会室B、集会室C、集会室D及び集会室E（以下「新施設」という。）並びに喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。（世田谷区立砧区民会館の集会室及び喫茶コーナーは、平成21年 5 月 7 日・ホールは、同年 6 月 1 日＝平成20年10月31日付 世田谷区告示第819号） 3 区長は、施行日前において、新施設並びにこれに係る附帯設備及びその他の設備（以下「新施設等」という。）の施行日以後の使用に

改正後	改正前
係る申請の受理、承認、使用料の徴収その他の手続を行うことができる。この場合において徴収する当該使用料の額は、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）別表第４の２に定める額を限度として区長が定める額及び新条例別表第４の３に定める額の範囲内において区長が定める額とする。	係る申請の受理、承認、使用料の徴収その他の手続を行うことができる。この場合において徴収する当該使用料の額は、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「新条例」という。）別表第４の２に定める額を限度として区長が定める額及び新条例別表第４の３に定める額の範囲内において区長が定める額とする。
４ 前項の規定により、施行日前に、施行日以後の新施設等の使用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の新施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附 則（平成24年12月10日条例第59号） １ この条例は、公布の日から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。	４ 前項の規定により、施行日前に、施行日以後の新施設等の使用に係る使用料を納付した者は、施行日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の新施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。 附 則（平成24年12月10日条例第59号） １ この条例は、公布の日から施行する。 ２ この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例の規定は、平成25年７月１日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。
附 則（平成28年12月９日条例第57号抄） （施行期日） 第１条 この条例は、平成29年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略） 附 則（平成29年３月７日条例第５号） １ この条例中第１条並びに次項及び附則第３項の規定は平成29年４月１日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。（平成29年５月規則第47号で、同29年９月19日から施行） ２ 第１条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）がした世田谷区立玉川区民会館の使用の承認（平成29年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、区長がした使用の承認とみなす。	附 則（平成28年12月９日条例第57号抄） （施行期日） 第１条 この条例は、平成29年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。（後略） 附 則（平成29年３月７日条例第５号） １ この条例中第１条並びに次項及び附則第３項の規定は平成29年４月１日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。（平成29年５月規則第47号で、同29年９月19日から施行） ２ 第１条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第８条第３項の規定により読み替えて適用される第９条第１項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第６条に規定する指定管理者をいう。次項において同じ。）がした世田谷区立玉川区民会館の使用の承認（平成29年４月１日以後の使用に係るものに限る。）は、区長がした使用の承認とみなす。

改正後	改正前
3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る利用料金（平成29年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例第12条第1項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 附 則（平成30年3月6日条例第17号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。 附 則（平成31年3月5日条例第5号） この条例は、平成31年11月1日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館のホール、第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室及び第5集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。 附 則（令和元年12月9日条例第57号） 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1）第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定 令和2年4月1日 （2）第1条中世田谷区立区民会館条例第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「（集会室A及び集会室Bに限る。）、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める部分に限る。）、第20条第1項の改正規定（「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改める部分及び「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改める部分に限る。）、同条第4項の改	3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る利用料金（平成29年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例第12条第1項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 附 則（平成30年3月6日条例第17号） 1 この条例は、公布の日から施行する。 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の2の規定は、平成30年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。 附 則（平成31年3月5日条例第5号） この条例は、平成31年11月1日から施行する。ただし、世田谷区立玉川区民会館のホール、第1集会室、第2集会室、第3集会室、第4集会室及び第5集会室の公用開始の日は、区長が別に定める。 附 則（令和元年12月9日条例第57号） 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1）第1条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第3項及び第4項の規定 令和2年4月1日 （2）第1条中世田谷区立区民会館条例第12条第1項各号列記以外の部分の改正規定（「、世田谷区立玉川区民会館別館」を「（集会室A及び集会室Bに限る。）、世田谷区立玉川区民会館別館」に改める部分に限る。）、第20条第1項の改正規定（「及び世田谷区立砧区民会館」を「、世田谷区立玉川区民会館及び世田谷区立砧区民会館」に改める部分及び「世田谷区立砧区民会館の」を「世田谷区立玉川区民会館の集会室A、集会室B及び喫茶コーナー並びに世田谷区立砧区民会館の」に改める部分に限る。）、同条第4項の改

改正後	改正前
正規定、別表第2世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立玉川区民会館の部中ホールの項、第1集会室の項、第2集会室の項、第3集会室の項、第4集会室の項及び第5集会室の項を削る改正規定並びに別表第4の2世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和2年7月1日 (3) 第2条の規定 規則で定める日（令和2年12月規則第138号で、同3年1月12日から施行） 2 前項第2号の規定にかかわらず、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。 3 第1条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。 4 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 5 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立玉川区民会館（集会室A及び集会室Bを除く。次項において同じ。）の使用の承認（令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみな	正規定、別表第2世田谷区立玉川区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立玉川区民会館の部中ホールの項、第1集会室の項、第2集会室の項、第3集会室の項、第4集会室の項及び第5集会室の項を削る改正規定並びに別表第4の2世田谷区立北沢区民会館の部の次に次のように加える改正規定並びに附則第5項及び第6項の規定 令和2年7月1日 (3) 第2条の規定 規則で定める日（令和2年12月規則第138号で、同3年1月12日から施行） 2 前項第2号の規定にかかわらず、世田谷区立玉川区民会館の喫茶コーナーの公用開始の日は、区長が別に定める。 3 第1条の規定による改正前の世田谷区立区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。 4 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第1条の規定による改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 5 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立玉川区民会館（集会室A及び集会室Bを除く。次項において同じ。）の使用の承認（令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用の承認とみな

改正後	改正前
す。 6 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る使用料（令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附 則（令和2年3月4日条例第7号） 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第4の3その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。 3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 4 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用	す。 6 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立玉川区民会館の使用に係る使用料（令和2年7月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附 則（令和2年3月4日条例第7号） 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第4その他の設備の部に次のように加える改正規定及び別表第4の3その他の設備の部浴室の項を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、令和2年4月1日から施行する。 2 この条例による改正前の世田谷区民会館条例（以下「改正前の条例」という。）第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者（改正前の条例第6条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）がした世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用の承認（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした使用の承認とみなす。 3 改正前の条例第20条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館に係る浴室の使用に係る利用料金（同項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）（令和2年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の世田谷区立区民会館条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第2項の規定に基づき納付された使用料とみなす。 4 改正前の条例第9条第1項の規定に基づき区長がした世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正前の条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される第9条第1項の規定に基づき指定管理者がした使用

改正後	改正前
の承認とみなす。 5 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附 則（令和5年6月27日条例第36号） （施行期日） 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1） 第12条第1項の改正規定、第20条第1項の改正規定、別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第4の2世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和6年4月1日 （2） 第5条第1号の改正規定、別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第4附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 規則で定める日（令和5年9月規則第89号で、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第36号。以下「一部改正条例」という。）附則第6項及び第7項の規定は令和5年12月1日、一部改正条例附則第1項第2号に掲げる規定のうち世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定は令和6年6月12日から施行、令和5年12月規則第108号で、世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条	の承認とみなす。 5 改正前の条例第12条第1項の規定に基づき納付された世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館別館及び世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（令和3年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、改正後の条例第20条第1項の規定に基づき納付された利用料金とみなす。 附 則（令和5年6月27日条例第36号） （施行期日） 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1） 第12条第1項の改正規定、第20条第1項の改正規定、別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の次に次のように加える改正規定及び別表第4の2世田谷区立玉川区民会館別館の部を削る改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和6年4月1日 （2） 第5条第1号の改正規定、別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定、別表第2世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定、別表第3世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定、別表第4附帯設備の部ピアノの項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定並びに附則第4項から第7項までの規定 規則で定める日（令和5年9月規則第89号で、世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（令和5年6月世田谷区条例第36号。以下「一部改正条例」という。）附則第6項及び第7項の規定は令和5年12月1日、一部改正条例附則第1項第2号に掲げる規定のうち世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）別表第1世田谷区立世田谷区民会館別館の項の改正規定及び別表第4の2世田谷区立世田谷区民会館別館の部の改正規定は令和6年6月12日から施行、令和5年12月規則第108号で、世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条

改正後	改正前
例第48号) 別表第4 附帯設備の部ピアノの項の改正規定は令和6年4月1日、一部改正条例附則第4 項及び第5 項の規定は令和6年5月1日、世田谷区立区民会館条例第5 条第1 号の改正規定、同条例別表第2 世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定及び同条例別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定は令和6年9月1日から施行) (経過措置) 2 令和6年4月1日前に、世田谷区立区民会館条例第6 条に規定する指定管理者が同条例第8 条第3 項の規定により読み替えて適用される同条例第9 条第1 項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認(同日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例第9 条第1 項の規定により区長がした使用の承認とみなす。 3 改正前の第20条第1 項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金(同項に規定する利用料金をいう。)(令和6年4月1日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の第12条第1 項及び第2 項の規定により納付された使用料とみなす。 (準備行為) 4 世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用(附則第1 項第2 号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。 5 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1 項第2 号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。 6 世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用(附則第1 項第2 号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日	例第48号) 別表第4 附帯設備の部ピアノの項の改正規定は令和6年4月1日、一部改正条例附則第4 項及び第5 項の規定は令和6年5月1日、世田谷区立区民会館条例第5 条第1 号の改正規定、同条例別表第2 世田谷区立世田谷区民会館の項の改正規定及び同条例別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部の改正規定は令和6年9月1日から施行) (経過措置) 2 令和6年4月1日前に、世田谷区立区民会館条例第6 条に規定する指定管理者が同条例第8 条第3 項の規定により読み替えて適用される同条例第9 条第1 項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認(同日以後の使用に係るものに限る。)は、同条例第9 条第1 項の規定により区長がした使用の承認とみなす。 3 改正前の第20条第1 項の規定により納付された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る利用料金(同項に規定する利用料金をいう。)(令和6年4月1日以後の使用に係るものに限る。)は、この条例による改正後の第12条第1 項及び第2 項の規定により納付された使用料とみなす。 (準備行為) 4 世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用(附則第1 項第2 号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日前においても、この条例による改正後の世田谷区立区民会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。 5 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1 項第2 号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。 6 世田谷区立世田谷区民会館別館の施設の使用(附則第1 項第2 号に定める日以後の使用に限る。)の承認を受けようとする者は、同日

改正後	改正前
前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。	前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認に係る申請を行うことができる。
7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。	7 区長は、前項の申請があった場合には、附則第1項第2号に定める日前においても、改正後の条例の規定の例により、その承認をすることができる。
附 則（令和5年12月11日条例第68号） （施行期日）	附 則（令和5年12月11日条例第68号） （施行期日）
1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。	1 この条例は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）	（経過措置）
2 施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。	2 施行日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立玉川区民会館別館の使用の承認（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、同条例第6条に規定する指定管理者が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。
3 改正前の第12条第1項及び第2項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。	3 改正前の第12条第1項及び第2項の規定により徴収された世田谷区立玉川区民会館別館の使用に係る使用料（施行日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。
<u>4 この条例による改正後の別表第3及び別表第4の2の規定は、令和7年10月1日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</u>	
<u>5 施行日前に、令和7年10月1日以後の世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用に係る使用料を納付した者は、この条例による改正後の別表第3世田谷区民会館の部に規定する額の当該使用料を納付した者とみなす。</u>	

改正後	改正前																																				
<u>附 則（令和 7 年 3 月 日条例第 号）</u> <u>1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。</u> <u>2 この条例による改正後の別表第 3 及び別表第 4 の 2 の規定は、令和 7 年 1 0 月 1 日以後の使用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。</u> <u>3 この条例の施行前に、令和 7 年 1 0 月 1 日以後の世田谷区立世田谷区民会館の施設並びに附帯設備及びその他の設備（以下「施設等」という。）の使用に係る使用料を納付した者は、同日以後の使用に係る当該使用料の額に相当する額の施設等の利用に係る料金を納付した者とみなす。</u>																																					
別表第 1（第 2 条関係）	別表第 1（第 2 条関係）																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館</td><td>東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号</td></tr> <tr> <td>同 世田谷区民会館別館</td><td>東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41 番 10 号</td></tr> <tr> <td>同 北沢区民会館</td><td>東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号</td></tr> <tr> <td>同 北沢区民会館別館</td><td>東京都世田谷区松原六丁目 4 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 玉川区民会館</td><td>東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 玉川区民会館別館</td><td>東京都世田谷区上用賀五丁目 14 番 1—102 号</td></tr> <tr> <td>同 砧区民会館</td><td>東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 烏山区民会館</td><td>東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号	同 世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41 番 10 号	同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号	同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目 4 番 1 号	同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号	同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目 14 番 1—102 号	同 砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号	同 烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世田谷区立世田谷区民会館</td><td>東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号</td></tr> <tr> <td>同 世田谷区民会館別館</td><td>東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41 番 10 号</td></tr> <tr> <td>同 北沢区民会館</td><td>東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号</td></tr> <tr> <td>同 北沢区民会館別館</td><td>東京都世田谷区松原六丁目 4 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 玉川区民会館</td><td>東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 玉川区民会館別館</td><td>東京都世田谷区上用賀五丁目 14 番 1—102 号</td></tr> <tr> <td>同 砧区民会館</td><td>東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号</td></tr> <tr> <td>同 烏山区民会館</td><td>東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号	同 世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41 番 10 号	同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号	同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目 4 番 1 号	同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号	同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目 14 番 1—102 号	同 砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号	同 烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番
名称	位置																																				
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号																																				
同 世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41 番 10 号																																				
同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号																																				
同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目 4 番 1 号																																				
同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号																																				
同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目 14 番 1—102 号																																				
同 砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号																																				
同 烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番																																				
名称	位置																																				
世田谷区立世田谷区民会館	東京都世田谷区世田谷四丁目 21 番 27 号																																				
同 世田谷区民会館別館	東京都世田谷区三軒茶屋一丁目 41 番 10 号																																				
同 北沢区民会館	東京都世田谷区北沢二丁目 8 番 18 号																																				
同 北沢区民会館別館	東京都世田谷区松原六丁目 4 番 1 号																																				
同 玉川区民会館	東京都世田谷区等々力三丁目 4 番 1 号																																				
同 玉川区民会館別館	東京都世田谷区上用賀五丁目 14 番 1—102 号																																				
同 砧区民会館	東京都世田谷区成城六丁目 2 番 1 号																																				
同 烏山区民会館	東京都世田谷区南烏山六丁目 2 番																																				

改正後		
		19号
別表第2（第3条関係）		
	名称	施設名
	世田谷区立世田谷区民会館	ホール、集会室、練習室
	同 世田谷区民会館別館	集会室
	同 北沢区民会館	ホール、集会室
	同 北沢区民会館別館	集会室
	同 玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
	同 玉川区民会館別館	集会室
	同 砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
	同 烏山区民会館	ホール、集会室

別表第3（第12条関係）									
名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田	ホー	74,80	89,69	112,4	134,7	187,2	224,6	299,6	359,3

改正前	
	19号
別表第2（第3条関係）	
名称	施設名
世田谷区立世田谷区民会館	ホール、集会室、練習室
同 世田谷区民会館別館	集会室
同 北沢区民会館	ホール、集会室
同 北沢区民会館別館	集会室
同 玉川区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同 玉川区民会館別館	集会室
同 砧区民会館	ホール、集会室、喫茶コーナー
同 烏山区民会館	ホール、集会室

別表第3（第12条関係）									
名称	種別	午前		午後		夜間		全日	
		午前9時から正午まで		午後1時から午後4時30分まで		午後5時30分から午後10時まで		午前9時から午後10時まで	
		平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日	平日	日曜日、土曜日及び休日
世田	ホー	55,00	65,95	82,65	99,07	137,6	165,1	220,3	264,2

改正後										改正前									
谷区 立世 田谷 区民 会館	ル	0円	0円	00円	30円	10円	10円	10円	40円	谷区 立世 田谷 区民 会館	ル	0円	0円	0円	0円	60円	60円	20円	40円
	集会	9,190	11,02	13,83	16,55	23,03	27,60	36,86	44,15		集会	6,760	8,110	10,17	12,17	16,94	20,30	27,11	32,47
	室A	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		室A	円	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	集会	5,420	6,510	8,170	9,770	13,60	16,30	21,77	26,07		集会	3,990	4,790	6,010	7,190	10,00	11,99	16,01	19,18
	室B	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円		室B	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円
	練習	4,350	5,220	6,550	7,830	10,90	13,06	17,45	20,89		練習	3,200	3,840	4,820	5,760	8,020	9,610	12,84	15,37
世田 谷区 立 烏山 区民 会館	室A	円	円	円	円	0円	0円	0円	0円	世田 谷区 立 烏山 区民 会館	室A	円	円	円	円	円	円	0円	0円
	練習	2,550	3,070	3,840	4,610	6,410	7,680	10,25	12,29		練習	1,880	2,260	2,830	3,390	4,720	5,650	7,550	9,040
	室B	円	円	円	円	円	円	0円	0円		室B	円	円	円	円	円	円	円	円
	ホール	32,02	38,39	48,11	57,68	80,14	96,08	128,2	153,7		ホール	27,85	33,39	41,84	50,16	69,69	83,55	111,5	133,7
	ル	0円	0円	0円	0円	0円	0円	50円	60円		ル	0円	0円	0円	0円	0円	0円	40円	10円
	集会	7,590	9,100	11,53	13,81	19,12	22,91	30,65	36,72		集会	6,600	7,920	10,03	12,01	16,63	19,93	26,66	31,94
	室	円	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円		室	円	円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

備考

- この表の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料の額とし、区民以外のものの使用に係る使用料の額は、区民の使用に係る使用料に当該使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の5

備考

- この表の各欄に掲げる額は、区民（個人にあっては区内に住所を有する者を、法人その他の団体にあつては区内に事務所を有するもの又は区内に住所を有する者を主たる構成員とするものをいう。以下同じ。）の使用に係る使用料の額とし、区民以外のものの使用に係る使用料の額は、区民の使用に係る使用料に当該使用料の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。
- 使用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料等」という。）を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの使用料の額は、使用を承認した時間区分の使用料（以下「基本使用料」という。）に基本使用料の5

改正後			改正前		
割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 3 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 4 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前8時から正午までの間においては1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。以下この号において同じ。）につき午前の時間区分の使用料の額を3で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、正午から午後5時30分までの間においては1時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後5時30分から午後11時までの間においては1時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後11時から翌日の午前8時までの間においては1時間につき当該1時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。			割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 3 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面のみを使用する場合の使用料の額は、基本使用料の5割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 4 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その使用料の額は、超過時間が午前8時から正午までの間においては1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。以下この号において同じ。）につき午前の時間区分の使用料の額を3で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、正午から午後5時30分までの間においては1時間につき午後の時間区分の使用料の額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後5時30分から午後11時までの間においては1時間につき夜間の時間区分の使用料の額を4.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、午後11時から翌日の午前8時までの間においては1時間につき当該1時間の属する全日の時間区分の使用料の額を11で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。 5 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という。		
別表第4（第12条関係）			別表第4（第12条関係）		
種別		単位	種別		単位
附帯設	舞台器具	一式、1台、1枚、1脚	9,100円	附帯設	舞台器具
				1式、1台、1枚、1脚	7,000円

改正後				
備			又は1個 1回	
	音響器具		1本、1台、1基、1個 又は一式 1回	<u>3,900円</u>
	照明器具		1台、1回路又は1本 1回	<u>3,250円</u>
	楽器		1台又は一式 1回	<u>5,850円</u>
	映写器具	映写機	一式 1回	<u>7,800円</u>
		スクリー ン	一式 1回	<u>1,950円</u>
その他の 設備	電気設備（ホールに 限る。）		1台（1キロワット） 1 回	<u>190円</u>
	浴室		1室 1回	<u>1,950円</u>

備考

- 1 単位の1回とは、別表第3に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。
- 2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、1回の使用料の3割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

別表第4の2（第20条関係）

名 称	種 別	午前	午後	夜間		全日	
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで（備 考第1号 の規定に	午後5時 30分から 午後10時 まで	午後5時 30分から 午後11時 まで	午前9時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 11時まで

改正前				
備			又は1個 1回	
	音響器具		1本、1台、1基、1個 又は1式 1回	<u>3,000円</u>
	照明器具		1台、1回路又は1本 1回	<u>2,500円</u>
	楽器		1台又は一式 1回	<u>4,500円</u>
	映写器具	映写機	1式 1回	<u>6,000円</u>
		スクリー ン	1式 1回	<u>1,500円</u>
その他の 設備	電気設備（ホールに 限る。）		1台（1キロワット） 1 回	<u>150円</u>
	浴室		1室 1回	<u>1,500円</u>

備考

- 1 単位の1回とは、別表第3に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。
- 2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、超過時間1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、1回の使用料の3割に相当する額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

別表第4の2（第20条関係）

名 称	種 別	午前	午後	夜間		全日	
		午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30分 まで（備 考第1号 の規定に	午後5時 30分から 午後10時 まで	午後5時 30分から 午後11時 まで	午前9時 から午後 10時まで	午前9時 から午後 11時まで

改正後														改正前													
					より使用 時間の単位を定め た施設 は、正午 から午後 5時30分 まで)													より使用 時間の単位を定め た施設 は、正午 から午後 5時30分 まで)									
			平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日				平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日	平日	日曜日、 土曜日及 び休日				
世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	12,630円	15,010円	19,120円	22,830円	31,790円	38,060円	37,950円	45,360円	50,910円	60,890円	57,070円	世田谷区立世田谷区民会館別館	第1集会室	9,290円	11,040円	14,060円	16,790円	23,380円	27,920円	27,930円	33,360円	37,440円	44,780円	50,150円		
	第2集会室	4,800円	5,690円	7,260円	8,660円	12,060円	14,440円	14,400円	17,210円	19,320円	23,100円	21,660円	世田谷区立世田谷区民会館別館	第2集会室	3,530円	4,190円	5,340円	6,370円	8,870円	10,620円	10,590円	12,610円	14,210円	16,910円	19,030円		
	第3集会室	3,970円	4,710円	6,010円	7,180円	9,990円	11,910円	11,920円	14,210円	16,010円	19,110円	17,920円	世田谷区立世田谷区民会館別館	第3集会室	2,920円	3,470円	4,420円	5,280円	7,350円	8,800円	8,770円	10,410円	11,710円	14,010円	15,760円		

改正後														改正前													
世田谷区立北沢区民会館	室													室													
	第4集会室	5,566,084,110,014,016,716,719,922,426,825,130,0	0	0	0	60	00	60	10	90	10	20	20	50	4,094,866,197,4010,312,312,214,716,419,718,422,1	0円	0円	0円	0円	00円	30円	90円	00円	90円	30円	80円	00円
世田谷区立北沢区民会館	ホール	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合												ホール	プロセニウム形式による幅14.4メートル以内で、かつ、奥行5.4メートル以内の大きさの定位置の舞台（以下「通常舞台」という。）を設定する場合又は舞台を設定しない場合												
		39,247,058,970,698,1117,												157,188,													
		20円20円20円40円50円	660											070	300												
														円	円												
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館		50,960,976,591,8127,152,												204,244,													
		30円70円80円30円	510	800										090	630												
														円	円												
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第1集会室	4,084,826,317,4310,412,4	0円	0円	0円	0円	00円	50円						16,719,8													
														10円80円													
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第2集会室	4,084,826,317,4310,412,4	0円	0円	0円	0円	00円	50円						16,719,8													
														10円80円													
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第1集会室	3,143,714,865,728,009,58	0円	0円	0円	0円	0円	0円																			
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第2集会室	3,143,714,865,728,009,58	0円	0円	0円	0円	0円	0円																			
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第1集会室	3,143,714,865,728,009,58	0円	0円	0円	0円	0円	0円																			
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第2集会室	3,143,714,865,728,009,58	0円	0円	0円	0円	0円	0円																			
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第1集会室	3,143,714,865,728,009,58	0円	0円	0円	0円	0円	0円																			
		通常舞台以外の舞台を設定する場合												通常舞台以外の舞台を設定する場合													
世田谷区立北沢区民会館	第2集会室	3,143,714,865,728,009,58	0円	0円	0円	0円	0円	0円																			
																						</					

改正後														改正前																
	3 集会室		<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>	<u>50円</u>			<u>10円</u>	<u>80円</u>			3 集会室		<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>			<u>70円</u>	<u>00円</u>				
		第4 集会室	<u>9,29</u>	<u>11,1</u>	<u>14,1</u>	<u>16,9</u>	<u>23,4</u>	<u>28,0</u>			<u>37,5</u>	<u>44,9</u>				第4 集会室											<u>28,8</u>	<u>34,6</u>		
			<u>0円</u>	<u>50円</u>	<u>10円</u>	<u>10円</u>	<u>10円</u>	<u>60円</u>			<u>20円</u>	<u>70円</u>					<u>7,15</u>	<u>8,58</u>	<u>10,8</u>	<u>13,0</u>	<u>18,0</u>	<u>21,5</u>			<u>80円</u>	<u>00円</u>				
世田谷区立北沢区民会館別館	集会室	<u>11,7</u>	<u>13,9</u>	<u>17,6</u>	<u>21,1</u>	<u>29,3</u>	<u>35,1</u>			<u>47,0</u>	<u>56,3</u>			世田谷区立北沢区民会館別館	集会室	<u>9,00</u>	<u>10,7</u>	<u>13,5</u>	<u>16,3</u>	<u>22,5</u>	<u>27,0</u>			<u>36,1</u>	<u>43,3</u>					
		<u>00円</u>	<u>30円</u>	<u>50円</u>	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>20円</u>			<u>10円</u>	<u>10円</u>					<u>0円</u>	<u>20円</u>	<u>80円</u>	<u>00円</u>	<u>90円</u>	<u>20円</u>			<u>70円</u>	<u>20円</u>					
世田谷区立玉	ホール	<u>39,9</u>	<u>47,8</u>	<u>60,0</u>	<u>72,0</u>	<u>99,8</u>	<u>119,</u>			<u>159,</u>	<u>191,</u>			世田谷区立玉	ホール	<u>30,7</u>	<u>36,8</u>	<u>46,2</u>	<u>55,4</u>	<u>76,8</u>	<u>92,1</u>			<u>123,</u>	<u>147,</u>					
		<u>10円</u>	<u>90円</u>	<u>60円</u>	<u>70円</u>	<u>40円</u>	<u>800円</u>			<u>900円</u>	<u>870円</u>					<u>00円</u>	<u>40円</u>	<u>00円</u>	<u>40円</u>	<u>00円</u>	<u>60円</u>			<u>000円</u>	<u>600円</u>					
	第1集	<u>4,08</u>	<u>4,82</u>	<u>6,31</u>	<u>7,43</u>	<u>10,4</u>	<u>12,4</u>			<u>16,7</u>	<u>19,8</u>				第1集	<u>3,14</u>	<u>3,71</u>	<u>4,86</u>	<u>5,72</u>	<u>8,00</u>	<u>9,58</u>			<u>12,8</u>	<u>15,3</u>					
		<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>00円</u>	<u>50円</u>			<u>10円</u>	<u>80円</u>					<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>			<u>70円</u>	<u>00円</u>					

改正後														改正前													
川 区 民 会 館	会 室													会 室													
	第2集会室	4,084,826,317,4310,412,4								16,719,8				第2集会室	3,143,714,865,728,009,58							12,815,3					
		<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>00</u> <u>円</u>	<u>50</u> <u>円</u>			<u>10</u> <u>円</u>	<u>80</u> <u>円</u>				<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>		<u>70円</u>	<u>00円</u>				
	第3集会室	4,084,826,317,4310,412,4								16,719,8				第3集会室	3,143,714,865,728,009,58							12,815,3					
		<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>00</u> <u>円</u>	<u>50</u> <u>円</u>			<u>10</u> <u>円</u>	<u>80</u> <u>円</u>				<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>		<u>70円</u>	<u>00円</u>				
世 田 谷 区 立 玉	第4集会室	4,084,826,317,4310,412,4								16,719,8				第4集会室	3,143,714,865,728,009,58							12,815,3					
		<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>00</u> <u>円</u>	<u>50</u> <u>円</u>			<u>10</u> <u>円</u>	<u>80</u> <u>円</u>				<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>		<u>70円</u>	<u>00円</u>				
	第5集会室	4,084,826,317,4310,412,4								16,719,8				第5集会室	3,143,714,865,728,009,58							12,815,3					
		<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>00</u> <u>円</u>	<u>50</u> <u>円</u>			<u>10</u> <u>円</u>	<u>80</u> <u>円</u>				<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>0円</u>		<u>70円</u>	<u>00円</u>				
	集会室	8,229,8612,314,820,524,6								32,839,4				集会室	7,158,5810,712,817,821,4							28,634,3					
		<u>0</u> <u>円</u>	<u>0</u> <u>円</u>	<u>20</u> <u>円</u>	<u>00</u> <u>円</u>	<u>50</u> <u>円</u>	<u>60</u> <u>円</u>			<u>70</u> <u>円</u>	<u>60</u> <u>円</u>				<u>0円</u>	<u>0円</u>	<u>20円</u>	<u>70円</u>	<u>70円</u>	<u>50円</u>		<u>00円</u>	<u>20円</u>				

改正後														改正前													
川 区 民 会 館 別 館																											
	世田谷区立砦区民会館	ホー ル	39,247,058,970,698,1117,											157,188,													
			20円	20円	20円	40円	50円	660						070	300												
								円						円	円												
	集会室A		2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円						10,400円	12,440円												
	集会室B		2,600円	2,960円	3,900円	4,640円	6,500円	7,800円						10,400円	12,440円												
	集会室C		4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円						16,710円	19,880円												
世田谷区立砦区民会館	集会室D		4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円						16,710円	19,880円												
	集会室		4,080円	4,820円	6,310円	7,430円	10,400円	12,450円						16,710円	19,880円												
	集会室		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						12,870円	15,300円												
	集会室		3,140円	3,710円	4,860円	5,720円	8,000円	9,580円						12,870円	15,300円												

改正後													改正前												
		室													室										
		E													E										
備考													備考												
1 午後の時間区分については、区長が認めた施設に限り、正午から午後5時30分までの間において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が使用時間の単位を定めることができる。この場合における利用料金の額は、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、午後の時間区分に定める額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。													1 午後の時間区分については、区長が認めた施設に限り、正午から午後5時30分までの間において、あらかじめ区長の承認を得て、指定管理者が使用時間の単位を定めることができる。この場合における利用料金の額は、1時間（1時間に満たない端数は、これを1時間とする。）につき、午後の時間区分に定める額を3.5で除して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額とする。												
2 区長は、前号の規定により使用時間の単位に係る承認をした場合は、その旨及びその内容を告示するものとする。													2 区長は、前号の規定により使用時間の単位に係る承認をした場合は、その旨及びその内容を告示するものとする。												
3 この表の各欄に掲げる額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額（第1号の規定により定める額を含む。）は、区民の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金の額は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。													3 この表の各欄に掲げる額を限度として指定管理者が区長の承認を得て定める額（第1号の規定により定める額を含む。）は、区民の使用に係る利用料金の額とし、区民以外のものの使用に係る利用料金の額は、区民の使用に係る利用料金に当該利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。												
4 使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を承認した時間区分（第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位）の利用料金（以下「基本利用料金」という。）に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。													4 使用者が入場料等を領収する場合において、入場料等の最高額が1人当たり1,000円以上であるときの利用料金の額は、使用を承認した時間区分（第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めた場合は、使用時間の単位）の利用料金（以下「基本利用料金」という。）に基本利用料金の5割に相当する額を加算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。												
5 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面（世田谷区立北													5 使用者が区民会館を使用して公演を行う際に、公演の日前に、舞台練習又は公演の準備によりホールの舞台面（世田谷区立北												

改正後				改正前				
沢区民会館にあつては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。)のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 6 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第3備考第4号の規定を準用して得た額とする。ただし、第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めたときは、超過時間が正午から午後5時30分までの間においては、1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、当該単位の利用料金の額を当該単位の時間数(30分を0.5として換算する。)で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 7 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。				沢区民会館にあつては、舞台を設定しない場合における舞台面に相当する部分を含む。)のみを使用する場合の利用料金の額は、基本利用料金の5割に相当する額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、舞台練習又は公演の準備に係る使用は、1回の公演につき2日を限度とする。 6 使用者が使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第3備考第4号の規定を準用して得た額とする。ただし、第1号の規定により午後の時間区分の使用時間の単位を定めたときは、超過時間が正午から午後5時30分までの間においては、1時間(1時間に満たない端数は、これを1時間とする。)につき、当該単位の利用料金の額を当該単位の時間数(30分を0.5として換算する。)で除して得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。 7 この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。				
別表第4の3(第20条関係)				別表第4の3(第20条関係)				
附帯設備	種別		単位	金額	種別		単位	金額
	舞台器具		一式、1台、1枚、1脚又は1個 1回	9,100円	舞台器具		1式、1台、1枚、1脚又は1個 1回	7,000円
	音響器具		1本、1台、1基、1個又は一式 1回	3,900円	音響器具		1本、1台、1基、1個又は1式 1回	3,000円
	照明器具		1台、1回路又は1本 1回	3,250円	照明器具		1台、1回路又は1本 1回	2,500円
	楽器		1台又は一式 1回	5,850円	ピアノ		1台 1回	4,500円
	映写器具	映写機	一式 1回	7,800円	映写器具	映写機	1式 1回	6,000円
スクリ		一式 1回	1,950円	スクリ		1式 1回	1,500円	

改正後						改正前					
			ーン						ーン		
その他 の設備	電気設備（ホー ルに限る。）	1 台（1 キロワット） 1 回			<u>190円</u>	その他 の設備	電気設備（ホー ルに限る。）	1 台（1 キロワット） 1 回			<u>150円</u>
備考						備考					
1 単位の 1 回とは、別表第 4 の 2 に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。ただし、別表第 4 の 2 備考第 1 号の規定により指定管理者が午後の時間区分の使用時間の単位を定めた施設における午後の時間区分に係る使用については、当該使用時間の単位をいう。						1 単位の 1 回とは、別表第 4 の 2 に規定する時間区分における午前、午後及び夜間の各々の時間区分をいう。ただし、別表第 4 の 2 備考第 1 号の規定により指定管理者が午後の時間区分の使用時間の単位を定めた施設における午後の時間区分に係る使用については、当該使用時間の単位をいう。					
2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第 4 備考第 2 号の規定を準用して得た額とする。						2 使用者が附帯設備及び電気設備の使用時間を延長する場合は、管理上支障のない限りにおいてその使用を承認するものとし、その利用料金の額は、別表第 4 備考第 2 号の規定を準用して得た額とする。					